

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成28年11月24日(2016.11.24)

【公表番号】特表2015-533772(P2015-533772A)

【公表日】平成27年11月26日(2015.11.26)

【年通号数】公開・登録公報2015-074

【出願番号】特願2015-535816(P2015-535816)

【国際特許分類】

C 03 B	32/02	(2006.01)
C 03 B	17/06	(2006.01)
C 03 C	10/12	(2006.01)
C 03 C	3/083	(2006.01)
C 03 C	3/095	(2006.01)
G 02 F	1/1333	(2006.01)
G 06 F	3/041	(2006.01)

【F I】

C 03 B	32/02	
C 03 B	17/06	
C 03 C	10/12	
C 03 C	3/083	
C 03 C	3/095	
G 02 F	1/1333	5 0 0
G 06 F	3/041	4 9 5
G 06 F	3/041	6 6 2

【手続補正書】

【提出日】平成28年10月4日(2016.10.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ベータスピジュメンガラスセラミックシートを形成する方法において、
フュージョンドロー法により、感光性組成物から形成されたクラッド層および非感光性
ガラス組成物から形成されたコア層を有する積層ガラスシートを形成する工程、および
前記積層ガラスシートを、前記感光性組成物内で核生成が行われるのに十分に紫外線に
曝露し、それによって前記クラッド層内に、該クラッド層に圧縮応力をもたらす二次結晶
相を成長させ、それによって、前記ガラスシートを圧縮強化された積層ガラス構造に強化
する工程、
を有してなる方法。

【請求項2】

前記積層ガラスシートが、フュージョンドロー法の後であって、紫外線に曝露される前
に、切断される、請求項1記載の方法。

【請求項3】

請求項1または2記載の圧縮強化された積層ガラス構造から形成されたガラス物品。

【請求項4】

積層物品において、

第1のガラスクラッド層と第2のガラスクラッド層との間に配置されたガラスコア層、を備え、該ガラスコア層が、前記第1と第2のガラスクラッド層の組成と異なる組成を有し、該第1のガラスクラッド層および該第2のガラスクラッド層の少なくとも一方が、約70.0モル%から約77.0モル%の SiO_2 、約2.5モル%から約5.0モル%の Al_2O_3 、および約12.0モル%から約18.0モル%の Li_2O を含む、積層物品。

【請求項5】

積層物品において、

第1のガラスクラッド層と第2のガラスクラッド層との間に配置されたガラスコア層、を備え、該ガラスコア層が、前記第1と第2のガラスクラッド層の組成と異なる組成を有し、該第1のガラスクラッド層および該第2のガラスクラッド層の少なくとも一方が、ケイ酸リチウム結晶を含む、積層物品。

【請求項6】

前記ケイ酸リチウム結晶が、メタケイ酸リチウム(Li_2SiO_3)、ニケイ酸リチウム($\text{Li}_2\text{Si}_2\text{O}_5$)、またはそれらの組合せである、請求項5記載の積層物品。

【請求項7】

積層シートにおいて、

第1のガラスクラッド層と第2のガラスクラッド層との間に配置されたガラスコア層、を備え、該ガラスコア層が、前記第1と第2のガラスクラッド層の組成と異なる組成を有し、該第1のガラスクラッド層および該第2のガラスクラッド層の少なくとも一方が、ペータスポジュメンを含む、積層シート。

【請求項8】

LCDディスプレイとLEDディスプレイ、コンピュータモニタ、現金自動預入支払機(ATM)を含む家庭用または商業用の電子機器におけるカバーガラスまたはガラスバックプレーン用途、携帯電話、パーソナル・メディア・プレーヤー、およびタブレット型コンピュータを含む携帯用電子機器のタッチスクリーンまたはタッチセンサ用途、太陽光発電用途、建築用ガラス用途、自動車または車両用ガラス用途、もしくは商業用または家庭電化製品用途への請求項1または2記載の圧縮強化された積層ガラス構造または請求項3から6いずれか1項記載の物品または請求項7記載のシートの使用。